

## 苦小牧市総合戦略推進会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 本市の総合戦略について、その方向性や具体案を審議し、策定、さらには推進を図るため、市民、教育機関、産業界、金融機関等から構成する苦小牧市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 推進会議は、総合戦略の策定、推進等について審議する。

## （組織）

第3条 推進会議は20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 学識経験者
- (3) 本市の経済動向に優れた識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （会長及び副会長）

第5条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## （部会）

第7条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

## （関係者の出席等）

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

## （庶務）

第9条 推進会議の庶務は、苦小牧市総合政策部政策推進室政策推進課において処理する。

## （雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。